

議案第62号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、民間活力の導入により公園利用者の利便性の向上及び公園の魅力の増進を図るため公園管理者以外の者が公園施設を設置する場合の建築面積の基準の特例を定めるとともに、公園の占用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の6第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第7項に規定する場合に関する都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第7項に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第4 占用料の欄を次のように改める。

| |
|-------|
| 占 用 料 |
|-------|

| |
|----------------|
| 3,600円 |
| 4,200円 |
| 720円 |
| 4,200円 |
| Aに0.007を乗じて得た額 |
| Aに0.011を乗じて得た額 |
| Aに0.014を乗じて得た額 |
| 3,350円 |
| 4,200円 |
| 810円 |
| 810円 |
| 4,290円 |
| 21,500円 |
| 550円 |
| 2,450円 |
| 500円 |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。